

作成年月日	令和2年5月1日
作成部局課室名	企画県民部災害対策局災害対策課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の指示を行った施設について（公表）

兵庫県では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、兵庫県緊急事態措置により、令和2年4月15日から感染の拡大につながるおそれのある県内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、また、令和2年4月27日から同法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行ってきました。

令和2年5月1日現在において、施設の使用停止（休業）の要請に応じていないことが確認されたので、同日付で、同法第45条第3項に基づく施設の使用停止（休業）の指示を行うこととしました。この旨、公表します。

番号	施設名	所在地	指示の内容	指示の理由
1	フェニックス新在家	神戸市灘区新在家北町1丁目1番30号	施設の使用停止 (休業)	新型コロナウイルス まん延防止のため
2	フェニックス摩耶店	神戸市灘区味泥町6番1号		
3	フェニックス長田店	神戸市長田区菅原通6丁目2番地		

(問い合わせ先) 企画県民部 災害対策局 災害対策課 防災情報班 TEL078-362-9811